ペット購入契約書

　売主○○○○株式会社（以下「甲」という。）と買主○○○○（以下「乙」という。）は、甲が販売するペットの購入について以下のとおり合意する。

（売買の合意）

**第１条**　甲は乙に対し、下記の動物をペット（以下「本ペット」という。）として売り渡し、乙はこれを買い受ける。

記

　　種　類　　犬

　　種　別　　ゴールデンレトリーバー

　　数　量　　１匹

　　特　徴　　毛色　茶色

　　生年月日　令和○○年○○月○○日（月齢○か月）

　　性　別　　雄

　　血統証明書の有無　　有

　　特記事項　無

（特定物売買）

**第２条**　本契約は本ペットを対象とした特定物売買契約とする。

（購入代金）

**第３条**　本ペットの購入代金は金○○○○円とし、内訳は以下のとおりとする

　　　　生体価格　　　　○○○○円

　　　　ワクチン費用　　○○○○円（○○○○ワクチン　令和○○年○○月○○日接種）

（支払方法）

**第４条**　乙は甲に対し、令和○○年○○月○○日限り、前条の売買代金を支払う。

（引渡し）

**第５条**　甲は乙に対し、令和○○年○○月○○日限り、本ペットを引き渡す。

２　引渡しの方法は手渡しとする。

（血統証明書の交付）

**第６条**　甲は乙に対し、前条の引渡し時に本ペットの血統証明書を交付する。

（所有権の移転）

**第７条**　本ペットの所有権は第５条の引渡し時に甲から乙に移転する。

（健康診断の実施）

**第８条**　甲は、引渡しに先立ち、本ペットについて獣医師の健康診断を受け、疾患等があると診断された場合は書面によって乙に通知する。

２　乙は、前項の健康診断の結果、本ペットに疾患等があることが明らかになり、当該疾患等のために本契約の目的が果たせなくなった場合には、引渡し前に限り、本契約を解除することができる。

（疾患又は死亡の場合の責任）

**第９条**　引渡し日を初日として３０日目までに本ペットが死亡し、又は本ペットが疾患を生じた場合、当該死亡又は重大な疾患が乙の故意又は過失によって生じたものである場合を除き、乙が獣医師作成の診断書及び治療を行った場合には治療費の領収書を提出することを条件に、甲は、乙と協議の上、以下のいずれかの対応を行うものとする。

(1)　死亡の場合　　本ペットと同じ種別・種類の代替ペットの引渡し、又は購入代金の８０パー

セントの返金

(2)　疾患の場合　　治療費の５０パーセントの支払い

２　前項の場合を除き、本ペットの引渡し後、乙は甲に対し、本ペットの返品、交換、購入代金の返金・減額、治療費等の請求、損害賠償の請求等をすることはできない。ただし、当該死亡又は疾患が、甲の故意又は過失によって生じたものである場合はこの限りでない。

（合意管轄）

**第１０条**　本契約上の債務につき紛争が生じたときは、その第一審の管轄裁判所を○○地方裁判所とすることに同意する。

　甲と乙は以上のとおり合意し、その成立の証として、本契約書2通を作成し、各自、署名又は記名捺印の上、各１通宛所持するものとする。

　令和〇年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇　〇　〇　〇　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　㊞

（動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4及び同法施行規則第8条2第2項の必要情報）

①　性成熟時の標準体重及び標準体長

　　　○○ｋｇ、○○ｃｍ

②　平均寿命

　　　○○年～○○年

③　飼養に適した施設の構造及び規模

　　　○○○○○○○○○○○○○○

④　適切な給餌及び給水の方法

　　　○○○○○○○○○○○○○○

⑤　適切な運動及び休養の方法

　　　○○○○○○○○○○○○○○

⑥　主な人と動物の共通感染症その他の本ペットがかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

　　疾病の種類　　○○○○○○

　　予防方法　　○○○○○○

⑦　遺棄の禁止その他本ペットに係る関係法令の規定による規制の内容

　　　○○○○○○○○○○○○○○

⑧　不妊又は去勢の措置の実施状況

　　　去勢の措置実施済み（実施日　令和○○年○○月○○日）

⑨　繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

　　　名　　　称　　○○○○

　　　所在地　　○○○○

⑩　当該動物の病歴

　　　現在まで確認されていません。

⑪　本ペットの親及び兄弟に係る遺伝性疾患の発生状況

　　　現在まで確認されていません。